

# 工事成績評定の考査項目一覧表

(監督員)

考査項目	細 別		a	b	c	d	e		
1. 施工体制	I. 施工体制一般	番号		施工体制が適切であった	他の事項に該当しない	施工体制がやや不備であった	施工体制が不備であった		
			「評価対象項目」						
			1	工事カルテの登録は、監督職員の確認を受けた上で契約後10日以内に行われている。				<input type="checkbox"/> 施工体制が不備であり、監督員から文書により改善指示を行った。 ※上記に該当があれば「e」と評価する。	
			2	建設業退職金共済制度に基づき、証紙の購入が適切に行われ、配布が受け払い簿等により適切に管理されている。					
			3	施工体制台帳、施工体系図が整備され、施工体系図も現場に掲げられており、また、現場と一致している。					
			4	工事規模に応じた人員、機械配置の施工となっている。					
			5	緊急指示、災害、事故等が発生した場合の対応が速やかであった。					
			6	「施工管理プロセス」チェックシートの内、「施工体制一般」について指摘事項が無い。または指摘指示事項に対する改善が速やかに(次回)実施されている。					
7	その他								
			a	b	c	d	e		
1. 施工体制	II. 配置技術者(現場代理人等)	番号		技術者が適切に配置されていた	技術者がほぼ適切に配置されていた	他の事項に該当しない	技術者の配置がやや不備であった	技術者の配置が不備であった	
			「評価対象項目」						
			1	現場代理人として、工事全体の把握ができています。				<input type="checkbox"/> 現場代理人等の技術者配置が不備で、監督員から文書により改善指示を行った。 <input type="checkbox"/> 作業主任者若しくは専門技術者の配置が確認できなかった。 ※上記に1項目でも該当があれば「d」と評価する。2項目とも該当した場合は「e」と評価する。	
			2	書類を共通仕様書及び諸基準に基づき適切に作成し、整理している。					
			3	契約書、設計図書、適用すべき諸基準等を理解し、施工に反映している。					
			4	現場との相違があった場合は、監督員との協議書等に基づいて行われている。					
			5	施工上の課題となる条件(作業環境、気象、地質等)への対応を図っている。					
			6	監理(主任)技術者が、明確な根拠に基づいて技術的な判断を行っている。					
			7	工事施工に必要な作業主任、専門技術者を選任及び配置している。					
			8	「施工管理プロセス」チェックシートの内、「配置技術者」について指摘事項が無い。または指摘事項に対する改善が速やかに(次回)実施されている。					
9	その他								
			a	b	c	d	e		

# 工事成績評定の考査項目一覧表

(監督員)

考査項目	細 別		a	b	c	d	e		
2. 施工状況	I. 施工管理	番号		施工管理が適切であった	他の事項に該当しない	施工管理がやや不備であった	施工管理が不備であった		
			「評価対象項目」						
			1	深谷市建設工事請負契約書約款第18条第1項第1号から第5号に係わる設計図書の照査を行い、監督員の確認を受けて施工を行っている。	<input type="checkbox"/> 設計図書と適合しない箇所があり、文書により改造指示を行った。 <input type="checkbox"/> 施工計画書が工事着手前に提出されていない。 <input type="checkbox"/> 定められた工事材料等の検査義務を怠り、破壊検査を行った。 <input type="checkbox"/> 契約図書に基づく施工上の義務につき、監督員から文書により改善指示を行った。 ※上記に1項目でも該当があれば「d」と評価する。2項目とも該当した場合は「e」と評価する。				
			2	施工計画書の内容が設計図書の内容及び現場条件を反映したもとなっている。					
			3	施工計画書と現場施工、管理方法等が一致している。					
			4	現場内での整理整頓が、日常的になされている。					
			5	使用材料等の品質保証書等または工事記録写真等が適切に整理されている。					
			6	工事記録及び関係書類を適時作成し、保管されている。					
			7	建設廃棄物及びリサイクルへの取組みが、適切になされている。					
			8	段階確認、立会の申請が適切な時期に行われている。					
9	「施工管理プロセス」チェックシートの内、「施工管理」について指摘事項が無い。または指摘事項に対する改善が速やかに(次回)実施されている。								
10	その他								
評価値が80%以上 …… b 評価値が60%以上～80%未満… c 評価値が60%未満 …… d ①評価項目数を分母として、比率(%)計算の値で評価する。 ②評価値(%)=( )評価数×100/( )対象評価項目数。 ③d、e評価がある場合は、評価値に関わらず、d、e評価とする。									
考査項目	細 別		a	b	c	d	e		
2. 施工状況	II. 工程管理	番号		工程管理が適切であった	工程管理がほぼ適切であった	他の事項に該当しない	工程管理がやや不備であった	工程管理が不備であった	
			「評価対象項目」						
			1	速やかな工事着手が見られ、また、工程の遅れも生じず、適切な工程管理が行われた。	<input type="checkbox"/> 請負者の責により工期内に工事を完成させなかった。ただし、改善指示による場合を除く。 ※上記に該当があれば「e」と評価する。 <input type="checkbox"/> 特記仕様書等に定められた期間内に現場施工が完了出来なかった。ただし、改善指示による場合を除く。 <input type="checkbox"/> 自主的な工程管理がなされず、監督員から文書により改善指示を行った。 ※上記に該当があれば「d」と評価する。(2項目該当でも「d」と評価する。)				
			2	時間制限・片側交互通行等の各種制約のある中、スムーズに作業が行われた。					
			3	現場条件の変更への対応が積極的で処理が早く、円滑な工事進捗が行われた。					
			4	休日の確保が行われた。					
			5	工事の進捗を早めるための取組みが見られた。					
			6	「施工管理プロセス」チェックシートの内、「工程管理」について指摘事項が無い。または指摘事項に対する改善が速やかに(次回)実施されている。					
7	その他								
評価値が90%以上 …… a 評価値が80%以上～90%未満… b 評価値が60%以上～80%未満… c 評価値が60%未満 …… d ①評価項目数を分母として、比率(%)計算の値で評価する。 ②評価値(%)=( )評価数×100/( )対象評価項目数。 ③評価対象項目数が3項目以内の場合は、全て該当、評価してもc評価とする。 ④d、e評価がある場合は、評価値に関わらず、d、e評価とする。									

工事成績評定の考査項目一覧表

(監督員)

考査項目	細 別		a	b	c	d	e		
2. 施工状況	Ⅲ.安全対策	番号	安全対策を適切に行った	安全対策をほぼ適切に行った	他の事項に該当しない	安全対策がやや不備であった	安全対策が不備であった		
			「評価対象項目」						
			1	安全教育・訓練等を4時間／月以上適時実施し、記録が整備されている。				<input type="checkbox"/> 安全対策の不備により重大な災害等を受けた。 ※上記に該当があれば「e」と評価する。	
			2	安全巡視、TBM、KY等を実施し、記録が整備されている。					
			3	新規入場者教育を実施し、実施内容に現場の特性が十分反映され、記録が整備されている。					
			4	重機操作に際して、誘導員配置や重機と人の行動範囲の分離措置がなされている。					
			5	山留め、仮締切等について、設置後の点検及び管理がチェックリスト等を用いて実施されている。					
			6	足場や支保工について、組立完了時や使用中の点検及び管理がチェックリスト等を用いて実施されている。				<input type="checkbox"/> 安全管理に関する現場管理または防災体制が不適切であった。 ※上記に該当があれば「d」と評価する。	
			7	工事現場における保安施設等の整備・設置状況について、適切に管理されている。					
			8	地下埋設物及び架空線等の把握に努め、事故防止対策の取り組みが見られた。					
9	「施工管理プロセス」チェックシートの内、「安全対策」について指摘事項が無い。または指摘事項に対する改善が速やかに(次回)実施されている。								
10	その他								
評価値が90%以上 …… a 評価値が80%以上～90%未満… b 評価値が60%以上～80%未満… c 評価値が60%未満 …… d ①評価項目数を分母として、比率(%)計算の値で評価する。 ②評価値(%)=( )評価数×100/( )対象評価項目数。 ③評価対象項目数が3項目以内の場合は、全て該当、評価してもc評価とする。 ④d、e評価がある場合は、評価値に関わらず、d、e評価とする。									
2. 施工状況	Ⅳ.対外関係	番号	対外関係が適切であった	対外関係がほぼ適切であった	他の事項に該当しない	対外関係がやや不備であった	対外関係が不備であった		
			「評価対象項目」						
			1	工事施工にあたり、関係官公庁等の関係機関と調整を行った。				<input type="checkbox"/> 関連工事との調整に関して、発注者の指示に従わなかったため、関連工事を含む工事全体の進捗に支障が生じた。 ※上記に該当があれば「e」と評価する。	
			2	工事施工にあたり、地元との適切な調整を行った。					
			3	第三者からの苦情が無い。もしくは、苦情に対して適切な対応を行った。					
			4	関連工事との調整を行い、関連工事を含む工事全体の円滑な進捗に寄与している。				<input type="checkbox"/> 請負者の責による苦情が多い。または対応が悪くトラブルがあった。 <input type="checkbox"/> 関係法令に違反する恐れがあったため、監督員から文書により指示を行った。 ※上記に該当があれば「d」と評価する。(2項目該当でも「d」と評価する。)	
5	「施工管理プロセス」チェックシートの内、「対外関係」について指摘事項が無い。または指摘事項に対する改善が速やかに(次回)実施されている。								
6	その他								
評価値が90%以上 …… a 評価値が80%以上～90%未満… b 評価値が60%以上～80%未満… c 評価値が60%未満 …… d ①評価項目数を分母として、比率(%)計算の値で評価する。 ②評価値(%)=( )評価数×100/( )対象評価項目数。 ③評価対象項目数が3項目以内の場合は、全て該当、評価してもc評価とする。 ④d、e評価がある場合は、評価値に関わらず、d、e評価とする。									
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅰ.出来形① ●土木系工事	番号	出来形管理が優れていた	出来形管理がやや優れていた	他の事項に該当しない	出来形管理がやや不備であった	出来形管理が不備であった		
			「評価対象項目」						
			1	出来形及び出来形管理図(出来形成果表)が適切にまとめられて、作成されている。				<input type="checkbox"/> 深谷市建設工事請負契約約款第17条第2項に基づき破壊検査を行った。 ※上記に該当があれば「e」と評価する。	
			2	出来形測定において、不可視部分の出来形が写真で確認できる。					
			3	出来形が、測定項目、測定基準及び規格値を満足している。					
			4	自社の管理基準(管理目標値は除く。)を設定し、適切に管理している。				<input type="checkbox"/> 発注者に承認を受けた出来形管理計画等に基づき、管理すべき実施項目に不足が見られた。 <input type="checkbox"/> 監督員から文書により改善指示を行った。 ※上記に該当があれば「d」と評価する。(2項目該当でも「d」と評価する。)	
			5	出来形管理図(出来形成果表は除く。)について、ばらつき分布図等による管理の工夫が見られ、ばらつきが50%以内である。					
6	その他								
設計図書等において、出来形管理を必要としない工事。該当…c									
評価値が90%以上 …… a 評価値が80%以上～90%未満… b 評価値が60%以上～80%未満… c 評価値が60%未満 …… d ①評価項目数を分母として、比率(%)計算の値で評価する。 ②評価値(%)=( )評価数×100/( )対象評価項目数。 ③評価対象項目数が3項目以内の場合は、全て該当、評価してもc評価とする。 ④d、e評価がある場合は、評価値に関わらず、d、e評価とする。 ⑤設計図書等において、出来形管理を必要としない工事の場合、考査項目による評価は行わず、c評価とする。									

# 工事成績評定の考査項目一覧表

(監督員)

考査項目	細 別		a	b	c	d	e	
3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形② ●建築工事(外構工事等を含む)  ●電気設備工事・受変電設備工事等  ●機械設備工事・冷暖房衛生設備工事等  ●解体工事   評価値が90%以上 …… a 評価値が80%以上～90%未満… b 評価値が60%以上～80%未満… c 評価値が60%未満 …… d  ①評価項目数を分母として、比率(%)計算の値で評価する。 ②評価値(%)=( )評価数×100/( )対象評価項目数。 ③評価対象項目数が3項目以内の場合は、全て該当、評価してもc評価とする。 ④d、e評価がある場合は、評価値に関わらず、d、e評価とする。	番号	出来形管理が優れていた	出来形管理がやや優れていた	他の事項に該当しない	出来形管理がやや不備であった	出来形管理が不備であった	
			「評価対象項目」					
		1	承諾図等が、設計図書を満足している。				<input type="checkbox"/> 深谷市建設工事請負契約約款第17条第2項に基づき破壊検査を行った。 ※上記に該当があれば「e」と評価する。	
		2	施工図等が、設計図書を満足している。					
		3	現場における出来形(若しくは、性能・機能)が設計図書を満足し、適切な施工である。					
		4	不可視部分となる出来形が、工事写真で確認できる。					
		5	出来形の確認記録が整備され、その内容が適切である。					
		6	解体又は撤去工事が含まれている場合、撤去対象物の数量等が確認でき、処分が適切である。				<input type="checkbox"/> 発注者に承認を受けた出来形管理計画等に基づく、管理すべき実施項目に不足が見られた。 <input type="checkbox"/> 監督員から文書により改善指示を行った。 ※上記に該当があれば「d」と評価する。(2項目該当でも「d」と評価する。)	
		7	解体・撤去した資材毎に処理方法が確認できる。					
		8	混合廃棄物を排出しない分別解体に、積極的な取り組みが見られる。					
9	その他							
3. 出来形及び出来ばえ	II. 品質① ●土木系工事   ①d評価がある場合は、a～c評価値に関わらず、d評価とする。 ②品質管理がない工事の場合、考査項目による評価は行わず、c評価とする。	番号	品質管理が優れていた	品質管理がやや優れていた	他の事項に該当しない	品質管理がやや不備であった	品質管理が不備であった	
			「評価対象項目」					
		1	品質関係の試験等の結果が規格値、試験基準を満足し、ばらつきが50%以内であることが確認できる。ただし、実施試験等が確認試験、温度管理のみの場合は除く。…a				<input type="checkbox"/> 発注者に承認を受けた品質管理計画等に基づく、管理すべき実施項目に不足が見られた。 ※上記に該当があれば「d」と評価する。	
		2	品質関係の試験等の結果が規格値、試験基準を満足し、ばらつきが80%以内であることが確認できる。ただし、実施試験等が確認試験、温度管理のみの場合は除く。…b					
		3	品質関係の試験等(実施試験等が確認試験、温度管理のみの場合を含め)の結果が試験基準を満足し、a及びbに該当しない。…c					
		4	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を超えるものがあり、ばらつきが大きいく、監督員から文章により改善指示を行った。…d					
		5	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず品質が劣り、深谷市建設工事請負契約約款第17条第2項に基づき破壊検査を行った。…e					
3. 出来形及び出来ばえ	II. 品質② ●建築工事(外構工事等を含む)   評価値が90%以上 …… a 評価値が80%以上～90%未満… b 評価値が60%以上～80%未満… c 評価値が60%未満 …… d  ①評価項目数を分母として、比率(%)計算の値で評価する。 ②評価値(%)=( )評価数×100/( )対象評価項目数。 ③評価対象項目数が3項目以内の場合は、全て該当、評価してもc評価とする。 ④d、e評価がある場合は、評価値に関わらず、d、e評価とする。	番号	品質管理が適切であった	品質管理がほぼ適切であった	他の事項に該当しない	品質管理がやや不備であった	品質管理が不備であった	
			「評価対象項目」					
		1	材料・製品の品質が、承諾図等により確認でき、設計図書を満足している。				<input type="checkbox"/> 深谷市建設工事請負契約約款第17条第2項に基づき破壊検査を行った。 ※上記に該当があれば「e」と評価する。	
		2	品質確認記録の内容が適切である。					
		3	施工の各段階における完了状態について、良好な品質を確認できる。					
		4	不可視部分の品質が、工事写真等に確認できる。					
		5	各種構造の躯体工事における施工の品質が適切である。				<input type="checkbox"/> 発注者に承認を受けた品質管理計画等に基づく、管理すべき実施項目に不足が見られた。 <input type="checkbox"/> 資材選定における低仕様の資材採用が見られた。 <input type="checkbox"/> 監督員から文書により改善指示を行った。 ※上記に該当があれば「d」と評価する。(2項目該当でも「d」と評価する。)	
		6	内外仕上げ工事における施工の品質が適切である。					
		7	環境負荷を低減出来る材料を選定している。					
8	その他							

# 工事成績評定の考査項目一覧表

(監督員)

考査項目	細 別		a	b	c	d	e		
3. 出来形及び出来ばえ	II.品質－③ ●電気設備工事・受変電設備工事等 ●機械設備工事・冷暖房衛生設備工事等  評価値が90%以上 …… a 評価値が80%以上～90%未満… b 評価値が60%以上～80%未満… c 評価値が60%未満 …… d  ①評価項目数を分母として、比率(%)計算の値で評価する。 ②評価値(%)=( )評価数×100/( )対象評価項目数。 ③評価対象項目数が3項目以内の場合は、全て該当、評価してもc評価とする。 ④d、e評価がある場合は、評価値に関わらず、d、e評価とする。	番号	品質管理が適切であった	品質管理がほぼ適切であった	他の事項に該当しない	品質管理がやや不備であった	品質管理が不備であった		
			「評価対象項目」						
		1	機材の品質が、承諾図等により確認でき、設計図書を満足している。				<input type="checkbox"/> 深谷市建設工事請負契約約款第17条第2項に基づき破壊検査を行った。 ※上記に該当があれば「e」と評価する。		
		2	施工の各段階における完了時の試験方法及び記録の内容が適切である。						
		3	品質確認記録の内容が適切である。						
		4	品質が設計図書を満足し、適切な施工である。						
		5	システムの性能及び機能に関する試運転、確認方法等が適切で、記録の内容が設計図書を満足している。				<input type="checkbox"/> 発注者に承認を受けた品質管理計画等に基づく、管理すべき実施項目に不足が見られた。 <input type="checkbox"/> 資材選定における低仕様の資材採用が見られた。 <input type="checkbox"/> 監督員から文書により改善指示を行った。		
		6	不可視部分の品質が、工事写真等にて確認できる。				※上記に該当があれば「d」と評価する。(2項目該当でも「d」と評価する。)		
		7	環境負荷を低減出来る材料を選定している。						
8	その他								
			a	b	c	d	e		
3. 出来形及び出来ばえ	II.品質－④ ●解体工事  評価値が90%以上 …… a 評価値が80%以上～90%未満… b 評価値が60%以上～80%未満… c 評価値が60%未満 …… d  ①評価項目数を分母として、比率(%)計算の値で評価する。 ②評価値(%)=( )評価数×100/( )対象評価項目数。 ③評価対象項目数が3項目以内の場合は、全て該当、評価してもc評価とする。 ④d、e評価がある場合は、評価値に関わらず、d、e評価とする。	番号	品質管理が適切であった	品質管理がほぼ適切であった	他の事項に該当しない	品質管理がやや不備であった	品質管理が不備であった		
			「評価対象項目」						
		1	付着物等の除去が適切に行われている。				<input type="checkbox"/> 発注者に承認を受けた品質管理計画等に基づく、管理すべき実施項目に不足が見られた。 <input type="checkbox"/> 監督員から文書により改善指示を行った。		
		2	解体資材の再資源化またはリユースや有価物化に積極的に取り組んでいる。				※上記に該当があれば「d」と評価する。(2項目該当でも「d」と評価する。)		
		3	中間処理施設等への搬出状況について、写真などで確認できる。						
		4	埋設物の撤去状況及び記録が適切である。						
5	その他								

# 工事成績評定の考査項目一覧表

(監督員)

考査項目	細 別	対応事項	具体的な施工条件等への対応事例
4 工事特性	I 施工条件への対応	<p>I. 構造物特殊性への対応</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 対象構造物の高さ、延長、面積等の規模が特殊な工事</li> <li>2. 対象構造物の形状が複雑であることなどから、施工条件が特に変化する工事</li> <li>3. 建物固有の機能の難しさへの対応が必要な工事</li> <li>4. 施工技術の難しさへの対応が必要な工事</li> <li>5. その他（理由 )</li> </ol> <p>※上記の対応事項1つの評価につき2点とし、最大3点加点。</p>	<p>(1. について)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・切土・盛土の土工量 15万m<sup>3</sup>以上</li> <li>・揚排水機場の吐出直径 2,000mm以上</li> <li>・推進工事 200m&lt;1スパン</li> <li>・地上5階建て又は高さ16m以上の建物</li> <li>・床面積10,000㎡以上又は大空間のホール等を有する建物</li> </ul> <p>(2. について)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・鉄道に隣接した橋脚や河道内の流水部における橋脚の耐震補強工事や撤去工事</li> <li>・地山強度が低い、又は土被りが薄いため、FEM解析等の施工のための検討が必要な工事</li> </ul> <p>(3. について)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建築工事で官庁施設の総合耐震計画基準においてI類及びA類に属する工事</li> <li>・電気又は冷暖房衛生設備工事で官庁施設の総合耐震計画基準において甲類に属する工事</li> <li>・研究施設、美術館等特殊機能・設備のある建物</li> </ul> <p>(4. について)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特殊な工法及び材料等を採用した工事</li> <li>・特殊な設備システムを採用した工事</li> <li>・免震装置を設ける工事</li> <li>・敷地内又は周辺部の工作物、配管・配線等の大規模な移設、切り回しを行う工事</li> </ul> <p>(5. について)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・その他構造物の特殊性への対応が特に必要な工事</li> </ul>
		<p>II. 困難な作業環境、社会状況への対応</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>6. 地盤の変形、近接構造物、地中埋設物への影響に配慮する工事</li> <li>7. 周辺環境条件により、作業条件、工程等に大きな影響を受ける工事</li> <li>8. 周辺住民等に対する騒音・振動を特に配慮する工事</li> <li>9. 現道上での交通規制に大きく影響する工事</li> <li>10. 緊急時に対応が特に必要な工事</li> <li>11. 施工箇所が広範囲にわたる工事</li> <li>12. その他（理由 )</li> </ol> <p>※上記の対応事項1つの評価につき2点とし、最大4点加点。</p>	<p>(6. について)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・供用中の鉄道又は道路と交差する橋梁などの工事</li> <li>・市街地等の家屋密集地での、鉄道又は道路をアンダーパスする工事</li> <li>・監視などの結果に基づき、工法の変更を行った工事</li> </ul> <p>(7. について)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ガス管、水道管、電話線等の支障物件の移設について施工工程の管理に特に注意を要した工事</li> <li>・地元調整や環境対策などの制約が特に多い工事</li> <li>・工程上他工事の制約を受け、機械・人員の増強を行った工事</li> <li>・休日や夜間作業が工程の過半を超える工事</li> <li>・施設を使用しながらの工事で、工程的な制約が特に厳しい工事</li> <li>・外来者の多い施設で、作業範囲内に外来者・通行人等の動線がある工事</li> <li>・酸欠、有毒・可燃ガス等の対策が必要な工事</li> <li>・施工ヤードの広さや高さ制限があり、機械の使用など施工に制約を受けた工事</li> <li>・その他各種制約があり、施工に特に厳しい制限を受けた工事</li> </ul> <p>(8. について)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市街地での夜間工事</li> </ul> <p>(9. について)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日交通量が概ね1万台以上の道路で片側交互通行の交通規制をした工事</li> <li>・工事期間中の大半にわたって、交通開放を行うため規制標識の設置撤去を日々行った工事</li> </ul> <p>(10. について)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急時の作業があり、その作業の全てに対応した工事</li> <li>・地震、台風などにおいて、適切に臨機の対応を行った工事</li> </ul> <p>(11. について)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・作業現場が広範囲に分布している工事</li> </ul> <p>(12. について)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・その他作業環境又は社会条件への対応が特に必要な工事</li> </ul>
		<p>III. 厳しい自然・地盤条件への対応</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>13. 特殊な地盤条件への対応が必要な工事</li> <li>14. 雨・雪・風・気温等の自然条件の影響が大きな工事</li> <li>15. 急峻な地形での工事</li> <li>16. その他（理由 )</li> </ol> <p>※上記の対応事項1つの評価につき2点とし、最大3点加点。</p>	<p>(13. について)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地下水位が高く、ウェルポイント工法などによる排水や、大規模な山留などが必要な工事</li> <li>・支持地盤の形状が複雑なため、深礎杭基礎毎に地質調査を実施するなど支持地盤を確認しながら再設計した工事</li> <li>・建築工事において、液状化対策工法や、地盤改良を伴う工事</li> </ul> <p>(14. について)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・夏期の施工における暑さ対策や、冬期における風対策等を行う必要があり、工程等の制約を受ける工事</li> </ul> <p>(15. について)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・急峻な地形のため、作業構台や作業床の設置が制限される工事若しくは命綱を使用する必要があった工事</li> <li>・斜面上又は急峻な地形直下での工事のため、工事に伴う地滑り防止対策等の安全対策を必要とした工事</li> </ul> <p>(16. について)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・その他自然条件又は地盤条件への対応が特に必要な工事</li> </ul>

# 工事成績評定の考査項目一覧表

(監督員)

考査項目	細 別	対応事項	具体的な施工条件等への対応事例
		IV. 長期工事における安全確保への対応  17. 12か月を超える工期で、事故がなく完成した工事(中断期間は除く) ※ただし、文書注意に至らない事故は除く  18. その他 (理由 )  ※上記の対応事項1つの評価につき2点とし、最大3点加点。	
	評 価	評 点: _____ 点	

※工事特性は最大13点の加点評価

# 工事成績評定の考査項目一覧表

(監督員)

考査項目	細 別	工夫事項
5 創意工夫	準備後片付け関係	1. 測量・位置出しにおける工夫 2. 現地調査方法の工夫 3. その他（理由 ） ※詳細評価内容（ 評価対象となった事項に対する詳細な内容について表記する ）
	施工関係	4. 施工に伴う、器具、工具、装置等に関する工夫又は設備据付後の試運転調整に関する工夫 5. 工場加工製品等の活用による副産物及び廃棄物の減少又はリサイクルに対する工夫 6. 土工、地盤改良、地業、橋梁架設、舗装、鉄骨建て方、コンクリート工事等の施工関係の工夫 7. 仮排水、仮道路、迂回路等の計画・施工に関する工夫 8. 部材・材料・機材等の運搬・搬入・吊方式等を含む施工方法に関する工夫 9. 照明・視界確保等の工夫 10. 運搬車両・施工機械等の工夫 11. 支保工、型枠工、足場工、仮棧橋、覆工板、山留等の仮設工に関する工夫 12. 盛土の締固め度、杭の施工高さ等の管理に関する工夫 13. 電気設備工事等の配線、配管等の工夫 14. 暖冷房衛生設備工事等の配管、ダクト等の工夫 15. 既存施設・近隣等に対する騒音・振動対策等の工夫 16. 保全への配慮による材料選定・施工方法等の工夫 17. 作業の安全性向上のための施工方法等の工夫 18. その他（理由 ） ※詳細評価内容（ 評価対象となった事項に対する詳細な内容について表記する ）
	品質関係	19. 躯体工事の品質管理の工夫 20. 材料・機材の検査・試験において独自の基準を設けるなど、品質管理向上のための工夫 21. 施工の検査・試験において独自の基準を設けるなど、品質管理向上のための工夫 22. 品質記録方法の工夫 23. その他（理由 ） ※詳細評価内容（ 評価対象となった事項に対する詳細な内容について表記する ）



# 工事成績評定の考査項目一覧表

(監督員)

考査項目	細 別	工夫事項
	安全衛生関係	24. 安全を確保するための仮設備等に関する工夫(落下物、墜落・転落、挟まれ、看板、立入禁止柵、手摺、足場等) 25. 安全衛生教育、技術向上講習会、ミーティング、安全パトロール等に関する工夫 26. 現場事務所、労務者休憩所等の空間及び設備等に関する工夫 27. 酸欠対策、有毒ガス並びに可燃ガスの処理及び粉塵防止並びに作業中の換気等に関する工夫 28. 一般車両突入時の被害軽減対策、一般交通の安全管理及び周辺道路の事故防止等に関する工夫 29. 厳しい作業環境の改善に関する工夫 30. 環境保全に関する工夫 31. 改修工事における既存施設利用者等に対する安全対策の工夫 32. ごみの減量化、アイドリングストップの励行等の地球環境への工夫 33. その他(理由 ) 34. 建設業労働災害防止協会が定める指針に基づく安全衛生教育を実施している ※34. は2点の加点とする ※詳細評価内容( 評価対象となった事項に対する詳細な内容について表記する )
	施工管理関係	35. 施工計画書及び写真管理等に関する工夫 36. 出来形又は品質の計測、集計、管理図等に関する工夫 37. CAD、施工管理ソフト等の活用 38. CALSを活用した施工管理の工夫 39. その他(理由 ) ※詳細評価内容( 評価対象となった事項に対する詳細な内容について表記する )
	評 価	評 点: _____ 点

※創意工夫は最大7点の加点評価